

名張市市税条例の一部改正について

1. 条例改正の趣旨

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定による本市の基幹業務の標準化（以下「標準化」といいます。）に伴い、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書に係る固定資産の表記等に生じる変更に対応するため、名張市市税条例の一部改正を行おうとするものです。

2. 条例改正の内容

（1）標準化により、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書を土地及び家屋と償却資産とに区分し、それぞれの証明書の交付手数料の計算方法に係る規定を整備します。

現在、土地と家屋のそれぞれで交付していた証明書について、1枚の証明書に記載できる土地の筆数及び家屋の棟数の合計が5つまでは300円（令和8年4月1日以後は400円）とし、5つを超えるときは、1つ増えるごとに50円を加算します。

（2）標準化により新たに償却資産に係る証明書の交付ができることとなることから、当該証明書の交付手数料の額を300円（令和8年4月1日以後は400円）とします。

項目	現行	施行の日から 令和8年3月31日まで	令和8年4月1日以後
土地 及び 家屋	<p>（1）土地 1の年度分につき、5筆までの場合にあっては300円、5筆を超える場合にあっては1筆を増すごとに50円を300円に加えた額</p> <p>（2）家屋 1の年度分につき、3棟までの場合にあっては300円、3棟を超える場合にあっては1棟を増すごとに50円を300円に加えた額</p>	<p>1の年度分につき、土地の筆数と家屋の棟数とを合計した数が5までの場合にあっては300円、当該数が5を超える場合にあっては1を増すごとに50円を300円に加えた額</p>	<p>1の年度分につき、土地の筆数と家屋の棟数とを合計した数が5までの場合にあっては400円、当該数が5を超える場合にあっては1を増すごとに50円を400円に加えた額</p>
償却 資産		1の年度分につき、納税義務者ごとに300円	1の年度分につき、納税義務者ごとに400円

3. 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

ただし、令和7年9月定例議会において審議いただいた使用料、手数料等の額の見直しに係る関係条例の整備に関する条例（令和7年条例第28号）（令和8年4月1日施行）第2条の規定による名張市市税条例第72条の3の改正規定の一部改正については、公布の日から施行することとします。